

# 高知市自主防災組織等 育成強化事業費補助金 申請マニュアル



高知市地域防災推進課

# 手続きの流れ

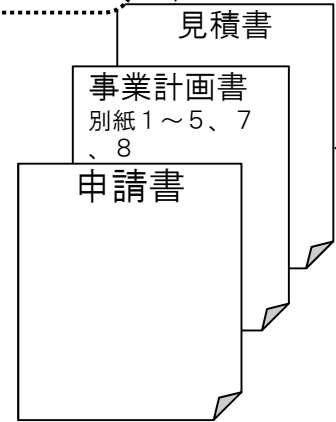
防災倉庫や消火器等、用地を占有する資機材等を購入・設置する場合や避難経路及び避難場所の整備の際に、看板等を設置する場合には添付してください。また、防災倉庫の購入・設置については、事前に建築指導課(電話番号:823-9470)にて建築確認の必要性等をご確認ください。

土地使用許可証、土地賃貸契約書の写し

## 1 「申請書」提出 (締切:事業開始日の2か月前まで。)

申請書に必要事項を記入し、見積書等の必要書類を添えて、地域防災推進課に提出してください。

▪電子メール添付やFAXによる提出○



およそ2か月後

## 2 「交付決定通知書」が到着

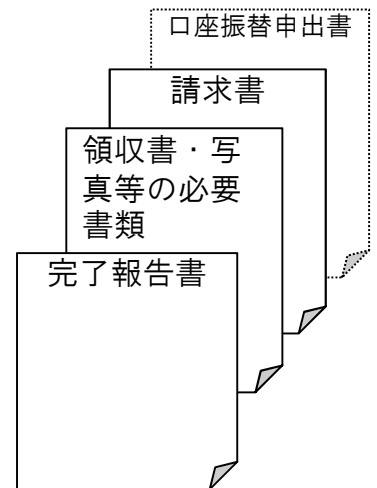
「交付決定通知書」が到着したら、申請した事業を実施できます。概算払の制度を利用する場合は、地域防災推進課へご相談ください。※概算払の請求から振込みまで約1か月かかります。



## 3 「完了報告書」等を提出

「完了報告書」に領収書や写真等の必要書類を添えて地域防災推進課に提出してください。これと同時に、「請求書」及び「口座振替申出書」を提出することができます。

▪電子メール添付やFAXによる提出○



およそ3週間後

## 4 「確定通知書」が到着

「完了報告書」一式に不備がなければ、市から「確定通知書」をお送りします。



およそ1か月後

年度内に振込みを希望する場合は、2月中旬までに「完了報告書」等を提出していただく必要があります。

## 5 補助金振込

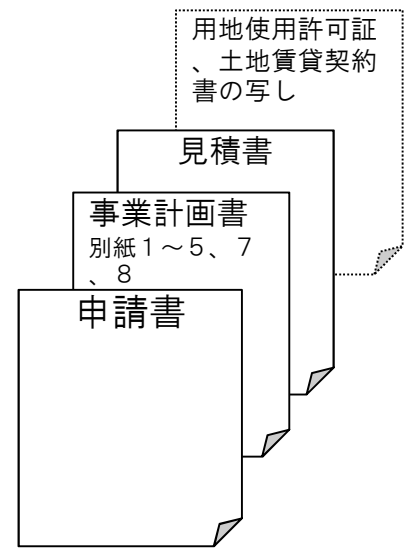
市が「請求書」及び「口座振替申出書」を受理した日(「完了報告書」と同時に提出されたときは、確定通知の文書日付を受理日とします)から起算して1か月以内に、指定の口座へ補助金が振り込まれます。

# 1 「申請書提出」について

申請書に必要な事項を記入し、見積書等の必要書類を添えて、提出してください。

用地使用許可証等については、新たに個人の土地に防災倉庫を設置する場合や避難経路に看板を設置する場合などには必ず提出していただきます。(交付決定後、土地所有者等の理解が得られず、設置ができないことを防ぐため)  
※参考様式がありますので、必要な場合はご連絡ください。

また、A4白黒資料のコピー代(1枚 10円)等、見積書がなくとも相場価格がわかる費用については、相場価格を超えない限りは、見積書の提出を不要としています。



# 2 「交付決定通知書が到着」について

「交付決定通知書」が到着したら、申請した事業を実施できます。

なお、交付決定金額の範囲内であっても、基本的に他事業へ自由に補助金を充てることはできませんので、交付申請時に提出された事業計画書から変更がある場合は、事前に地域防災推進課までご相談ください。

## ●概算払について

交付決定後、事業実施にあたって資金が不足している場合は補助金の前払いが受けられます。(「概算払」といいます。)ただし、概算払は自主防災組織に充分資力がある場合は利用できません。(組織の口座残高が多い場合等)

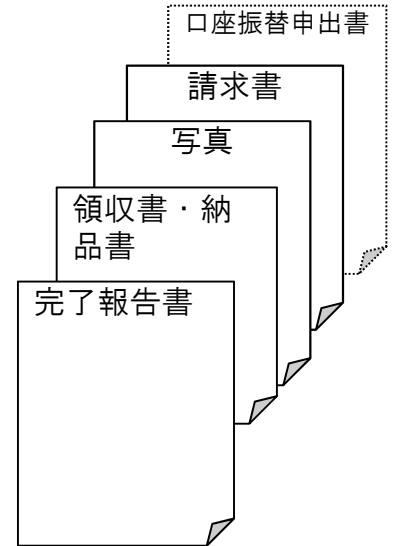
概算払の制度を利用する場合は、地域防災推進課へご相談ください。

### 3 「完了報告書等を提出」について

事業実施後1ヶ月以内に、完了報告書に必要事項を記入し、領収書等の必要書類を添えて、地域防災推進課に提出してください。

※購入品の領収書等に加えて、写真や印刷資料等の添付資料が必要となります。実施したことが分かる写真や印刷資料等は必ず保管しておいてください。

(添付資料がない場合、補助金の支払いができないことがあります。)



### 4 「確定通知書」が到着 及び 5 「補助金振込」について

「完了報告書」一式に不備がなければ、市から「確定通知書」をお送りします。

市が「請求書」及び「口座振替申出書」を受理した日（「完了報告書」と同時に提出されたときは、確定通知の文書日付を受理日とします）から起算して1ヶ月以内に、指定の口座へ補助金が振り込まれます。

※入金に至るまで急行する必要のある場合等は、必ずご相談ください。

